## 北九州都市計画地区計画の決定(北九州市決定)

## 都市計画城野駅北地区地区計画を次のように決定する

HILL			区地区計画を次のように決定する 			
	名	称	城野駅北地区地区計画			
	位	置	北九州市小倉北区片野新町三丁目、三郎丸二丁目、城野団地及び東城野町地内			
	面	積	約19.2ha			
地区計画の目標			当地区は、北九州市小倉都心の南東約3kmに位置し、JR日豊本線城野駅及び国道10号に面する交通利便性の高い地域にあり、また地区の東側は足立山がのぞまれ、敷地内には良好な植生が見られる。 このような立地条件にあって、「環境未来都市 北九州市」の主要プロジェクトとして、その恵まれた地区特性を活かし、暮らしに関する二酸化炭素排出量の大幅な削減と、子どもから高齢者まで多様な世代が暮らしやすく将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくりが計画されていることから、ゼロ・カーボンを目指した先導的なまちづくりを進め、適正な規制及び誘導を行い、良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする。			
区域の整備・開発・保全に関する方針	土地利用 の方針		良好な市街地環境の形成を図るため、当地区を次のように区分し、各地区の土地利用方針を以下のように定める。 【多世代交流・生活利便施設地区】 子育て世帯や高齢者など、多様な世代が持続的に居住できる住宅環境を整備するとともに、医療・福祉や生活利便サービスを提供する施設などの土地利用を図る。 【低層住宅地区】 低層住宅を主体とした土地利用を図る。 【低層店舗・住宅地区】 都市計画道路三郎丸片野新町線及び基幹道路(幅員 15m)に面したエリアは、人が行き交い、交流し、賑わいを生み出す低層の店舗、事務所、住宅などによる土地利用を図る。 【住宅地区】 集合住宅を主体としつつ、他の街区と一体的にまちづくりを進め、多世代・生活利便地区を補完する施設の立地を誘導する土地利用を図る。			
	建築物等の 整備の方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次に掲げる規制及び誘導を行う。 1 建築物の不適切な混在化を防止するため、建築物等の用途の制限を行う。 2 整備された宅地が細分化され狭小宅地とならないよう、建築物の敷地の最低限度を定める。 3 緑豊かでゆとりある良好な住環境及び街並み景観を誘導するため、壁面の位置、建築物の容積率、高さの最高限度、建築物の形態又は意匠、垣又はさくの構造及び建築物の緑化率等について制限を行う。			
		配慮	暮らしに関する二酸化炭素排出量を大幅に削減し、将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくりを実現するために、地区のゼロ・カーボンへの取り組みを推進するものとする。  1 住宅や施設は、個々に、建物から排出される二酸化炭素排出量の抑制に努める。また、設備や家電の効率化を図りつつ、太陽光などの再生可能エネルギーの積極的な導入を図り、住宅及び施設の低炭素な性能を目指す。  2 街区単位や地区でのエネルギーの最適利用及び環境負荷低減を目指すとともに、地区内でつくられる再生可能エネルギー等を最大限活用することにより、エネルギー利用の効率性と自主性を高め、安全で低炭素な暮らしの実現を目指す。  3 公共交通の利用促進や電気自動車の普及など、二酸化炭素排出量を抑制する環境の形成を目指す。  4 敷地内の樹木の整備や建物の緑化などにより、潤いのある環境の形成を目指す。  5 ゼロ・カーボンに向けた取り組みを推進するとともに、まちの魅力を維持・向上させ、まち全体を一体的・効率的に運営するタウンマネジメントの実現を目指す。			

	地 の	ш 13.	多世代交流・ 生活利便施設地区	低層住宅地区	低層店舗・住宅地区	住宅地区
地区整備計画			約4.8ha	約6.9ha	約2.4ha	約5.1ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	ならい。 1 会等 2 1 会等 2 1 年 4 1 年 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日 5 日	に類する用途を兼 ねるもののうち建 築基準法施行令第 130条の3に掲げ るもの 3 巡査派出所、公 電話所その他公で、 れらに類する公で、 上必要な建築物で、 建築基準法施行令	らない。 1 ホテル、旅館 2 体育館又はスポー 3 神社、寺院、教会 4 自動車教習所 5 集会場(葬儀場、 葬儀屋 6 畜舎(ペットとし の小動物のでペットとし 物病院及びペットとし に類するものを除く	き等 セレモニーホール等) して飼育する犬、猫等 5 ㎡未満のもので、動 ショップその他これら
		建築物の 容積率の 最高限度	-	1 2 0 %	-	-
		建築物の 敷地面積の 最低限度		「、公衆電話所その他こ ) 4 に掲げるものについ		
		壁面の位置 等の制限	建築かかりでは、 建築にか動離のの外をは、 がのかるは、 がのかるは、 がのかも境最おののででですができる。 がのというでは、 がのというでは、 がのるにでいる。 がいるは、 がいるが、 がいが、		これにかわる柱の面か 距離の最低限度は 1.0	建築物のかるは、 建築物のもは、 から野球ののは、 がのは、 がのは、 がのは、 がのは、 がのは、 がのは、 がのでは、 がのでは、 が存れ、 がのでは、 ができるがですが、 ができるがですが、 ができるができるができますができます。 できるができますができます。 できるができますができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができまます。 できるができまます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができます。 できるができるができます。 できるができるができます。 できるができるができます。 できるができるができるができるができるができるができるができるができるができるが

地区整備計画		壁面の位置 等の制限	ただし、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分はこの限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m以内であるもの 3 自動車車庫(建築基準法施行令第136条の9第1号に規定する開放的簡易建築物に限る。) 4 自転車置き場			
	建築物等に関する事項	建築物等の 高さの 限度	高ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	10m (軒の高さは 7 m ) とする。	10mとする。	10mを10mをする低影の前まで均が時部と。にあ、一さが物でにはいる。ではのかけらに面の上生い、上合らのではの至る4るの面とせと敷築い場合のとはの至る4るの面とせと敷築い強とするがはるの面とせと敷築い築みました。高になるす地物で物なる。
		建築物等の 形態又は意 匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色彩は、周辺環境等と調和するよう努めるものとする。 2 外柵、門扉、その他の工作物は、建築物と色彩の調和を図るなど周辺の美観に配慮したものとする。 3 建築設備や屋外に設置される室外機等は、目隠しの設置や建築物と一体となった色彩、デザインとする等、周辺の美観に配慮したものとする。 4 広告物又は看板類の表示は、自己の用に供するものに限るとともに、掲出数、面積、高さは必要最小限になるよう努め、映像機器、電光掲示板その他これらに類するもの(ゼロ・カーボンの取り組みに寄与するものは除く。)を使用しないこと。 5 屋上広告物は掲出しないこと。 6 建築物の壁面に設置する広告物の表示面積は、それぞれの方向から見た建築物の壁面の見付面積の1/3以下で、かつ、50㎡以下とする。 7 屋外広告物の基調色は、高彩度の色彩を使用しないよう努めるものとする。 8 建築物や広告物等の屋外照明は、光の強さや光源の点滅等が周辺環境に影響を及ぼさないように努めるものとする。 9 多世代交流・生活利便施設地区及び住宅地区において、建築等(住宅地区は地区の景観に与える影響が大きいと考えられるものに限る)を行う場合には、建築物の形態・意匠及び色彩計画に関し、都市景観の専門家の意見を聴くなど、地区にふさわしい景観の創出に努めるものとする。			

地区整備計画	建築物等に関する事項	垣又はさく の構造の 制限	道路に面する側及び隣地に面する側に設ける場合は、次に掲げるものとすること(最低限の目隠しフェンス等を除く。) 1 生垣 2 60 cm以下の基礎の上に透過可能なフェンス等と植栽又は生垣を組み合わせたもの、又は 60 cm以下の基礎の上に透過可能なフェンス等を設けたもの ただし、垣又はさくを設けない場合は、低木や草花、中高木等を組み合わせて緑化に努めること。 都市計画道路三郎丸片野新町線に面する部分において、店舗等のにぎわいの創出に寄与する部分及び歩行者の出入り口を除く部分は、生垣とする。
		建築物の 緑化率の 制限等	1 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合を 10 分の 1 以上確保する。 2 敷地の道路(都市計画道路三郎丸片野新町線を除く)に接する部分の長さ 2 分の 1 以上の部分において、道路境界線から 1.0m以内の範囲は、緑化施設を整備する。なお、歩行者の通行、車両等の出入り口を確保すること等、やむを得ない理由があるときは、敷地内に同等の緑化を行うことで、これに代えることができるものとする。

「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度(日影規制)は計画図表示のとおり」

注:電光表示板とは、動きのある広告物や点滅を繰り返す広告物をいう。

注:本地区計画において定める緑化施設とは、都市緑地法第34条(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。))に定めるものをいう。

## 理 由

当地区は、北九州市小倉都心の南東約3km に位置し、JR日豊本線城野駅及び国道10号に面する交通利便性の高い地域にあり、また地区の東側は足立山が望まれ、敷地内には良好な植生が見られる。

このような立地条件にあって、「環境未来都市 北九州市」の主要プロジェクトとして、その恵まれた地区特性を活かし、暮らしに関する二酸化炭素排出量の大幅な削減と、子どもから高齢者まで多様な世代が暮らしやすく将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくりが計画されている。

また、当地区は、土地区画整理事業等による都市基盤整備のもと新たな市街地が形成される計画であり、今後、事業の進捗に伴って急速に市街化が進行することが想定される。

このようなことから、ゼロ・カーボンを目指した先導的なまちづくりを進めるため、適正な規制及び誘導を 行い、良好な居住環境の形成と保全を図ることを目標とする地区計画を策定する。



